

議案第 91 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 12 月 17 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

令和6年8月8日付け人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことにあわせて、一般職の任期付職員の給与についても改定を行うため、この条例案を提出するものです。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
（特定任期付職員の給与に関する特例） 第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr></table> （一般職職員給与条例の適用除外等） 第7条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の3及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の3第1項中「前条第1項の規定による規則で定める職にある職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）第2条	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	（特定任期付職員の給与に関する特例） 第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>615,000</u></td></tr></table> （一般職職員給与条例の適用除外等） 第7条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の3及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の3第1項中「前条第1項の規定による規則で定める職にある職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）第2条	号給	給料月額（円）	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>
号給	給料月額（円）																								
1	<u>392,000</u>																								
2	<u>440,000</u>																								
3	<u>492,000</u>																								
4	<u>555,000</u>																								
5	<u>634,000</u>																								
号給	給料月額（円）																								
1	<u>380,000</u>																								
2	<u>427,000</u>																								
3	<u>477,000</u>																								
4	<u>539,000</u>																								
5	<u>615,000</u>																								

第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第6条 (略) 2・3 (略) 〔削る〕 (一般職職員給与条例の適用除外等) 第7条 一般職職員給与条例(昭和32年条例第4号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条から第9条まで、第12条、第13条、第13条の3、第15条から第17条まで、第19条、第19条の2 _____の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の3及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の3第1項中「前条第1	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第6条 (略) 2・3 (略) <u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> (一般職職員給与条例の適用除外等) 第7条 一般職職員給与条例(昭和32年条例第4号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条から第9条まで、第12条、第13条、第13条の3、第15条から第17条まで、第19条、第19条の2 <u>及び第21条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の3及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の3第1項中「前条第1

項の規定による規則で定める職にある職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和４年条例第23号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第２項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第２項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

項の規定による規則で定める職にある職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和４年条例第23号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行する。